

## 11月の税務カレンダー

- ☆平成28年9月決算法人の確定申告
- ☆3月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆所得税の予定納税額の減額承認申請・・・11月15日
- ☆10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・11月10日までに納付



### 【税務耳より情報】「夜中に強制調査!？」

国税犯則取締法では、日没から日の出までは強制調査をしてはならないと定められています。このため、裁判所の許可を得て、査察官が捜索や押収などの強制調査をしている最中に新たに捜索すべきものが見つかったとしても、日没までに手続きが間に合わなければ強制調査が翌日に持ち越しになっていました。しかし「財務省と国税庁は、脱税調査をする査察官が夜間でも強制調査できるようにするなど調査をしやすくするため、査察制度の手続きを定めた国犯法を改正する検討に入りました。今後、政府・与党の税制調査会に見直し案を示し、2017年度税制改正大綱に盛り込む方針のようです。

### 《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、『OMO茶や』さんです。(秩父市下影森688-2 電話0494-24-1800) 西武秩父駅から1キロちょっと、女性が経営されているカフェです。定休日は、火曜日で(不定休あり)ランチは、11:00~14:00(ラストオーダー)の営業です。大変人気のあるカフェです。食事は、体に優しいお野菜中心で、店内には、雑貨もあって、心休まる空間です。

秩父にいらっしやっただ折には、是非寄ってみてください。癒されますよ~よ(^\_^)/



### 《社労士法人よりお知らせ》

#### 年金定期便は届いていますか？

年金定期便は、毎年誕生月前後に届くことになっています。住所を変更した場合、扶養控除申告書や、確定申告時に新しい住所を記入しても、日本年金機構への連動はされませんので、忘れずに日本年金機構へ住所変更届の提出をお願い致します。

#### 雇用保険適用対象が拡大します！

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。(平成28年12月末までは「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用除外です。)

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

→雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。**平成29年3月31日までにハローワークに「資格取得届」を提出します。**

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合  
→自動的に高年齢被保険者になりますので、ハローワークへの届出は不要です。

※1 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

※2 1週間の所定労働時間が20H以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

#### ぐる〜ぷ1バスツアー「真田氏ゆかりの地めぐり」に行ってきました。

10月22日(土)8時過ぎ、熊谷事務所は熊谷駅南口をお客様8名と所員3名でスタートしました。道中は簡単な自己紹介で交流をした後、真田親子に関するビデオを観て、その見聞を広め、上田城址公園に到着。観光バス駐車場は満杯。大河ドラマの効果絶大。特に公園に隣接している『真田丸大河ドラマ館』は凄い活気で、参加者は思い思いに鑑賞に浸りました。その後、徳川秀忠が対峙し本陣を張った『懐古園』で地元産の新そば等をいただき、散策。最後に小諸ワイナリーでたっぷりと試飲を楽しみ、買い物をして、信州を後にしました。帰りの車内は和気あいあいと楽しいひと時を過ごし、次回は各所員がお客様と共にもっと多く参加しましょうと大畑世話人よりご挨拶がされました。